

金融庁行政手続コスト削減計画（営業の許可・認可）

1 基本計画策定対象となる手続数及び年間手続件数の総計

- ① 基本計画策定対象となる手続数：93 手続
- ② 年間手続件数総計：98,844 件

2 1のうち、コスト計測手続に係る手続数、年間手続件数の総計及び総行政手続コスト

- ① コスト計測手続に係る手続数：10 手続
- ② ①にかかる手続の年間件数の総計：21,381 件
- ③ 総行政手続コスト：104,707 時間

3 行政手続コスト 20%削減への「道筋」

・「保険会社の届出」(保険業法第 127 条第 1 項)、「少額短期保険業の開始等の届出」(保険業法第 272 条の 21 第 1 項)といった手続につき、電子申請システムを平成 31 年中に導入する予定。行政手続コストにつき、それぞれ一件あたり△28.00%、△57.60%の削減が見込まれる。

・「日本における営業所の位置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出」(銀行法第 8 条第 1 項)、「登録金融機関の事業報告書の提出」(金融商品取引法第 48 条の 2 第 1 項)、「特定目的会社の事業報告書の提出」(資産の流動化に関する法律第 216 条)といった手続につき、電子申請の周知を行うことにより、それぞれ一件あたり△33.03%、△42.86%、△19.47%の削減が見込まれる。

こういった取組により、20%以上の行政手続コストの削減を達成する所存。